

産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報【埋め立てた廃棄物の種類及び量・浸出液水質検査(排水基準等に係る項目以外)】
 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の2の3)

2020年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
埋め立てた産業廃棄物の 各月ごとの種類及び数量 (廃掃法規則12条の7の2 第8号のイ)	燃えがら(t)	7.26	218.70	126.06	0.00	0.00	0.00	38.69	99.32	1.01			
	ばいじん(t)	402	4155	2395	0	0	0	735	1939	0			
	汚泥(t)	88.61	54.37	66.24	81.30	870.33	592.40	396.36	477.69	341.56			

浸出液の処理設備における 水質検査に係る項目 (廃掃法規則12条の7の2 第8号の二) (最終処分省令 第14条14号のハ(2)) (頻度:1回/月)	採取日	2020年4月1日	2020年5月7日	2020年6月3日	2020年7月1日	2020年8月5日	2020年9月10日	2020年10月7日	2020年11月11日	2020年12月2日					
	採取場所	余水吐	余水吐	余水吐	余水吐	余水吐	余水吐	余水吐	余水吐	余水吐					
	検査結果收受日	2020年5月11日	2020年6月8日	2020年7月3日	2020年8月7日	2020年9月11日	2020年10月8日	2020年11月13日	2020年12月4日	2021年1月7日					
	結果	水素イオン濃度	8.1	8.2	8.8	8.2	8.1	8.1	8.2	8.1	8.0				
		窒素含有量(mg/l)	平均	0.12	0.10	0.13	0.08	0.11	0.11	0.12	0.12	0.16			
			最大	0.13	0.11	0.14	0.08	0.12	0.12	0.13	0.21	0.24			
化学的酸素要求量(mg/l)		0.6	0.6	0.7	0.7	0.9	1.3	1.1	0.7	1.3					
浮遊物質量(mg/l)	<0.5	<0.5	1.6	<0.5	1.3	<0.5	<0.5	1.4	<0.5						
生物化学的酸素要求量(※)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					

(※)生物化学的酸素要求量について、海域に排出される放流水であることから測定は実施しない(最終処分基準省令 別表一 備考に基づく)。

産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報【点検・措置状況等】
 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の2の3)

擁壁等の状況 (廃掃法規則12条の7の2 第8号のロ) (最終処分省令 1条2項7号)	点検概要 (頻度:1回/月)	点検年月日	2020年4月30日	2020年5月28日	2020年6月29日	2020年7月27日	2020年8月17日	2020年9月25日	2020年10月23日	2020年11月26日	2020年12月28日	
		点検結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
	異常を認めた場合の 措置概要	措置年月日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		措置内容	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
遮水工の状況 (廃掃法規則12条の7の2 第8号のハ) (最終処分省令 1条2項9号)	点検概要 (頻度:1回/月)	点検年月日	2020年4月30日	2020年5月28日	2020年6月29日	2020年7月27日	2020年8月17日	2020年9月25日	2020年10月23日	2020年11月26日	2020年12月28日	
		点検結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
	異常を認めた場合の 措置概要	措置年月日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		措置内容	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
浸出液処理設備の 機能の状態 (廃掃法規則12条の7の2 第8号のト) (最終処分省令 1条2項14号のロ)	点検概要 (頻度:1回/月)	点検年月日	2020年4月30日	2020年5月28日	2020年6月29日	2020年7月27日	2020年8月17日	2020年9月25日	2020年10月23日	2020年11月26日	2020年12月28日	
		点検結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
	異常を認めた場合の 措置概要	措置年月日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		措置内容	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地下水等検査結果に基づく生活環境の保全上 必要な措置 (廃掃法規則12条の7の2 第8号のホ) (最終処分省令 1条1項11号) (維持管理基準省令 1条2号)	措置年月日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	措置内容	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報【地下水等水質検査】
 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の2の3)

	採取日	2020年4月1日、4月9日				2020年10月7日、10月13日			
	採取場所	処理施設 南側(海域①)	処理施設 南側(海域②)	処理施設 北側	処理施設 西側	処理施設 南側(海域①)	処理施設 南側(海域②)	処理施設 北側	処理施設 西側
	検査結果收受日	2020年5月11日				2020年11月13日			
埋立処分開始後の 地下水等水質検査 (廃掃法規則12条の7の 2 第8号の二) (最終処分省令 1条2項10号のロ) (維持管理基準省令 1条1号のロ) (測定頻度:1回/6月 測定箇所:4)	アルキル水銀	<0.0005 (不検出)	<0.0005 (不検出)	<0.0005 (不検出)	<0.0005 (不検出)	<0.0005 (不検出)	<0.0005 (不検出)	<0.0005 (不検出)	<0.0005 (不検出)
	総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	カドミウム	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	六価クロム	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	砒素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	全シアン	<0.1(不検出)	<0.1(不検出)	<0.1(不検出)	<0.1(不検出)	<0.1(不検出)	<0.1(不検出)	<0.1(不検出)	<0.1(不検出)
	ポリ塩化ビフェニル	<0.0005(不検出)	<0.0005(不検出)	<0.0005(不検出)	<0.0005(不検出)	<0.0005(不検出)	<0.0005(不検出)	<0.0005(不検出)	<0.0005(不検出)
	トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	テトラクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	ジクロロメタン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	四塩化炭素 (※2)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	一・二・ジクロロエタン (※2)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	一・一・一・ジクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	一・二・ジクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	一・一・一・トリクロロエタン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	一・一・二・トリクロロエタン (※2)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	一・三・ジクロロプロペン (※2)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	チウラム	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	セレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
一・四・ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
クロロエチレン(※3)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
ダイオキシン (pg-TEQ/l) (※1)	—	—	—	—	0.020	0.021	0.015	0.032	

(※1)ダイオキシンについて、1年に1回の測定を実施する(維持管理基準省令 一条一号ロに基づく)。
 (※2)四塩化炭素、一・二・ジクロロエタン、一・一・一・トリクロロエタン、一・三・ジクロロプロペンの4項目について、2014年10月より報告下限値を0.0001mg/lから0.0002mg/lに変更した。
 (※3)平成28年環境省告示第31号「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」の一部改正により「塩化ビニルモノマー」の名称変更→「クロロエチレン」

産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報【浸出液水質検査】
 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の2の3)

浸出液の処理設備における 排水基準等に係る水質検査 (廃掃法規則12条の7の2 第8号の二) (最終処分省令1条2項14号のハ(1)) (維持管理基準省令1条3号のロ) (頻度:1回/年)	採取日	2020年10月7日
	採取場所	余水吐
	検査結果收受日	2020年11月13日
	アルキル水銀化合物	<0.0005(不検出)
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	<0.0005
	カドミウム及びその化合物	<0.001
	鉛及びその化合物	<0.005
	有機リン化合物(パラチオン、 メチルパラチオン、 メチルジメトン及びEPNIに限る)	<0.01
	六価クロム化合物	<0.01
	砒素及びその化合物	<0.005
	シアン化合物	<0.01
	ポリ塩化ビフェニル	<0.0005
	トリクロロエチレン	<0.001
	テトラクロロエチレン	<0.001
	ジクロロメタン	<0.001
	四塩化炭素(※1)	<0.0002
	一・二・ジクロロエタン(※1)	<0.0002
	一・一・一・ジクロロエチレン	<0.001
	シス一・一・二・ジクロロエチレン	<0.001
	一・一・一・トリクロロエタン	<0.001
	一・一・一・二・トリクロロエタン(※1)	<0.0002
	一・三・ジクロロプロペン(※1)	<0.0002
	チウラム	<0.0005
	シマジン	<0.0003
	チオベンカルブ	<0.002
	ベンゼン	<0.001
	セレン及びその化合物	<0.001
	ほう素及びその化合物	8.3
	ふつ素及びその化合物	1.3
	一・四・ジオキサン	<0.005
	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	<0.01
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	<0.5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	<0.5	
フェノール類含有量	<0.01	
銅含有量	<0.01	
亜鉛含有量	0.01	
溶解性鉄含有量	<0.01	
溶解性マンガン含有量	<0.01	
クロム含有量	<0.01	
大腸菌群数(日平均)個/cm ³	<30	
燐含有量(最大(日平均))	<0.01(0.01)	
ダイオキシン pg-TEQ/l	0.000025	

(※1)四塩化炭素、一・二・ジクロロエタン、一・一・一・二・トリクロロエタン、一・三・ジクロロプロペンの4項目について、2014年10月より報告下限値を0.0001mg/lから0.0002mg/lに変更した。